

平成 27 年 3 月 25 日

「新たな保険外併用の仕組みの創設」に関する改正法案について

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に盛り込まれた「新たな保険外併用の仕組みの創設（患者申出療養）」について、厚生労働省で検討されていた関連法案が平成 27 年 3 月 3 日に閣議決定され、今通常国会に提出された。

患者申出療養については、次のようになっている。

- ・ 規制改革会議のフォローアップ（昨年 10 月及び 11 月に実施）で議論された条文案に関する以下の各論点は、いずれも充足されている。
 - 制度の名称；「患者申出療養」として条文に記載されている
 - 法律上の位置づけ；現行制度（評価療養）とは別に新たな号が新設されている
- ・ 上記以外の点についても、条文案の内容は、規制改革実施計画及び規制改革担当大臣と厚生労働大臣の合意文書に沿った内容となっている。
- ・ なお、法律に規定されない制度の具体的な運用については、施行日（平成 28 年 4 月 1 日）までに引き続き厚生労働省等で検討が行われる予定。

上記の具体的な運用も含め引き続きフォローアップを行う。

以 上

健康保険法改正法案(抜粋)

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(第189回国会(常会)提出)」新旧対照条文より一部抜粋(下線部;改正箇所)。
国民健康保険法等、その他医療保険各法においても同様の改正を予定。

第六十三条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)【一部改正 / 「(次号の患者申出療養を除く。)」を追加】

四 高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)【新設】

3 (略)

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院(保険医療機関であるものに限る。)の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。【新設】

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。【新設】

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。【新設】

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。【新設】

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は薬局(以下「保険医療機関等」と総称する。)のうち自己の選定するものから、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。【一部改正 / 「、患者申出療養」を追加】

2~5 (略)